

建 技 第 419 号
平成 31 年 3 月 20 日

一般社団法人 富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長

I C T活用工事の試行について

このことについて、I C T活用工事の実施要領を改定し、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

つきましては、貴協会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

1 改定内容

別添 1 I C T活用工事（土工）実施要領（平成 31 年 4 月 富山県土木部）

別添 2 I C T活用工事（舗装工）実施要領（平成 31 年 4 月 富山県土木部）

別添 3 I C T活用工事（河川浚渫）実施要領（平成 31 年 4 月 富山県土木部）のとおり。

※富山県土木部建設技術企画課のホームページの『ICT 活用工事についてのお知らせ』から閲覧できます。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/index.html

2 適用

平成 31 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。ただし、平成 31 年 3 月 31 日以前に作成した設計書についても、受注者が現場着工前に、工事打合せ簿にて試行の実施を希望した場合は、受発注者協議の上、改定後の試行対象とすることができる。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）